

11 入居世帯の収入月額の計算方法

次の **1**・**2** の矢印に従って計算すれば収入月額が算出できます。収入月額の計算方法は次のとおりです。

- 年間収入金額 － 所得控除 ＝ 年間所得金額
- (年間所得金額 － 一般・特別控除) ÷ 12 ＝ 収入月額

手 順

- 申込者の世帯の総収入が下の表の区分番号①～⑦のどれに該当するのか確認して下さい。
- 次に、それぞれの計算方法に従って、収入月額を算出して下さい。

1 世帯全員の年間所得金額を計算します。①～⑦のどこに該当しますか？

- 注意) ア. 家族全員の収入を、個別に計算して合計して下さい。
イ. 1人で給与と年金の2種類以上収入がある場合は、個別に計算して合計して下さい。
ウ. 1人で2か所以上から収入がある方は、それぞれの年収を合計して下さい。

ア. 給与・事業所得

① 給与所得 (パート・アルバイト含む)	源泉徴収票では「支払金額」ではなく「給与所得控除後の金額」が年間所得金額です。 市町村発行の所得証明書に記載されている「所得金額」がそのまま年間所得金額です。
② 事業所得	確定申告書の所得金額の合計がそのまま年間所得金額に当たります。
③ 昨年1月2日以降に事業又は営業を開始した場合	事業を営んだ月数の総収入金額から推定年間所得金額を算出 年間収入金額－必要経費 事業を営んだ月数 × 12＝推定年間所得金額
④ 昨年1月2日以降に就職又は転職した場合	勤務月数から推定年間収入金額を算出 年間収入金額－賞与 勤務月数 × 12＋賞与＝推定年間収入金額
⑤ 就職後1か月に満たず、まだ1か月分の給料が支給されていない場合	基本給、家族手当、住宅手当等 固定的給与を12倍する 固定的給与×12＝推定年間収入金額 時給×時間×日数×12＝推定年間収入金額

イ. 年金所得

⑥ 遺族年金、障害年金、老齢福祉年金、 恩給扶助料等の非課税年金受給者	→ 0 円
⑦ 国民年金、厚生年金、公務員共済年金 等の課税年金受給者	

	その年の年金額	年 間 所 得 金 額
65 歳 以 上	1,100,000 円以下	0
	1,100,001 円以上 3,299,999 円以下	年金額－ 1,100,000
	3,300,000 円以上 4,099,999 円以下	年金額× 0.75 － 275,000
	4,100,000 円以上 7,699,999 円以下	年金額× 0.85 － 685,000
65 歳 未 満	600,000 円以下	0
	600,001 円以上 1,299,999 円以下	年金額－ 600,000
	1,300,000 円以上 4,099,999 円以下	年金額× 0.75 － 275,000
	4,100,000 円以上 7,699,999 円以下	年金額× 0.85 － 685,000

推 定 年 間 収 入 金 額 の 端 数 処 理		
1,618,999 円以下		端数処理しない
1,619,000 円以上	1,619,999 円以下	1,619,000 円
1,620,000 円以上	1,621,999 円以下	1,620,000 円
1,622,000 円以上	1,623,999 円以下	1,622,000 円
1,624,000 円 ～ 6,599,999 円は次のように端数整理する。 ※ 推定年間収入を 4,000 で除して小数点以下を切り捨て、 これに 4,000 を乗じる。 (例) 2,131,987 ÷ 4,000 = 532.9967 → 532 × 4,000 = 2,128,000		
6,600,000 円以上		端数処理しない

年 間 収 入 金 額	年 間 所 得 金 額
550,999 円以下	0
551,000 円以上 1,627,999 円以下	端数処理後の年間収入金額 － 550,000
1,628,000 円以上 1,799,999 円以下	端数処理後の年間収入金額 × 0.6 ＋ 100,000
1,800,000 円以上 3,599,999 円以下	端数処理後の年間収入金額 × 0.7 － 80,000
3,600,000 円以上 6,599,999 円以下	端数処理後の年間収入金額 × 0.8 － 440,000
6,600,000 円以上 9,999,999 円以下	端数処理後の年間収入金額 × 0.9 － 1,100,000

所得金額調整控除
給与所得と年金所得両方がある場合で、その合計額が10万円を超える場合は、 給与所得控除後の金額から以下の控除額を差し引いた額が給与所得金額となります 控除額＝給与所得(10万超の場合は10万)＋年金所得(10万超の場合は10万)－10万

(A) 世帯の年間所得金額				
本人の所得金額	+	家族の所得金額	+	家族の所得金額

- 2** 前項で算出した(A)世帯の年間所得金額から、(B)の一般控除、そして世帯状況に合わせて(C)の特別控除を差し引き、収入月額を算出します。

- 注意) 1. 一般控除は、すべての世帯にあてはまります。(収入のある配偶者や親族も対象となります。)
2. 特別控除は、該当する人が入居予定者(遠隔地扶養親族を含む)にいる場合のみあてはまります。

(B) 一般控除

控 除 の 種 類	控 除 額	控 除 の 対 象 と な る 方	備 考
親族控除	1人につき 38万円	入居しようとする親族(本人をのぞく)及び所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人。 ※遠隔地扶養とは所得税法に基づいた扶養親族であり、仕送りしているだけでは該当しません。	収入の有無にかかわらず控除されます。
給与所得等調整控除	1人につき 10万円	給与所得又は年金所得を有する入居予定の人及び同居予定の人。 ※給与と年金両方の所得を持っても、控除額は10万円です。 ※所得の金額の合計が10万円未満である場合は、当該所得額が控除されます。	

入 居 世 帯 人 数	－	申 込 本 人	+	同居していないが遠隔地扶養している親族	×	38 万円	=	控除額A
名		1 名		名				

給与所得又は年金所得を持っている人数	×	10万円	=	控除額B	+	控除額A	+	控除額B	=	一般控除額
名										

(C) 特別控除

控 除 の 種 類	控 除 の 対 象 者	控 除 金 額
老人扶養親族	扶養親族のうち、入居可能日の前日時点で年齢70歳以上の人(扶養親族には控除対象配偶者も含む)がいる場合	100,000 円× 人＝ 円
特定扶養控除	扶養親族のうち、入居可能日の前日時点で年齢16歳以上23歳未満の人	250,000 円× 人＝ 円
障 が い 者	申告者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ① 児童相談所などから中度・軽度の知的障がい者と判定された人 ② 2、3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ③ 3級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている人 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第四項症から第六項症まで及び第五款症までの人 ⑤ 入居可能日の前日時点で年齢65歳以上で障がいの程度が①③と同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている人	270,000 円× 人＝ 円
特別障がい者	申告者本人、同居親族及び同居しない扶養親族のうち ① 心神喪失の状況にある人 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 ③ 児童相談所などから重度の知的障がい者と判定された人 ④ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で、特別項症から第三項症までの人 ⑥ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑦ 入居可能日の前日時点で年齢65歳以上で障がいの程度が①③④と同程度であることの認定書を福祉事務所長などから交付されている人 ⑧ 常に就床を要し複雑な介護を要する人	400,000 円× 人＝ 円
ひとり親	入居予定者又は同居予定者に、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者で、次の要件すべてに当てはまる者 ①生計を一にする子供(総所得金額等48万円以下)がいること ②合計所得額が500万円以下であること ③対象となっている者に事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	(所得が35万円未満の場合は 当該所得額) 350,000 円× 人＝ 円
寡 婦	入居予定者又は同居予定者に、アからウのいずれかに該当し、かつ(1)から(3)の要件すべてに当てはまる方 ア 夫と離婚してから婚姻をしていない者で扶養親族がいる方 イ 夫と死別してから婚姻をしていない者 ウ 夫の生死が明らかでない者 (1)ひとり親に該当しないこと (2)合計所得額が500万円以下であること (3)対象となっている者に事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと	(所得が27万円未満の場合は 当該所得額) 270,000 円× 人＝ 円

(A) 世帯の年間所得金額	－	(B) 一般控除額	－	(C) 特別控除額	=	(D) 控除後の世帯所得	÷	12	=	15万8千円以下入居可能 裁量階層世帯は21万4千円以下 (E) 世帯の収入月額

【給与所得者】とは、給料、賃金、恩給など（ただし、生活保護の各種扶助料、失業給付金、労災保険の各種給付金、遺族年金、母子年金、障害年金などの非課税所得については所得に含まれません所得者です。 例： 会社員、店員、パート、事業専従者など

【年間収入金額】とは、前年の給料、賃金、賞与、報酬及び時間外手当などの合計額で、所得税や社会保険料などを差し引く前の金額です。なお、中途就職者の場合には、下記の式により勤続月数の総金額から推定年間総収入金額を計算してください。

推定年間総収入金額 =
$$\frac{\text{収入金額} - \text{支払済賞与}}{\text{勤続月数}} \times 12 + \text{支払済賞与}$$

【年間総所得金額】とは、総収入金額から税法上認められた必要経費を控除した額です。なお、現在の事業を始めて1年を経過していない方の場合には、下記の式により継続して事業を営んだ月数の総収入金額から推定年間総収入金額を計算してください。

推定年間総収入金額 =
$$\frac{\text{総収入金額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12$$

源泉徴収票の場合

平成30年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所又は居所 〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地	氏 名 (氏名) 北本 太郎
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額
給 与	4,500,000	3,060,000
控除対象配偶者の有無	配偶者特別 控除の額	扶養親族 (配偶者を除く) の金額
控除対象配偶者の有無	控除の額	社会保険料 等の金額
控除対象配偶者の有無	控除の額	生命保険料 の控除額
控除対象配偶者の有無	控除の額	地震保険料 の控除額
控除対象配偶者の有無	控除の額	住宅借入金等 特別控除の額
住宅借入金等特別控除可能額 (適用)	国民年金保険料等の金額	配偶者の合計所得 円
本人が控除を 受ける	本人が控除を 受ける	個人年金保険料の金額 円
本人が控除を 受ける	本人が控除を 受ける	国民年金保険料の金額 円
本人が控除を 受ける	本人が控除を 受ける	中途退職 円
本人が控除を 受ける	本人が控除を 受ける	受給者生年月日 年 月 日
支払 者	住所(居所) 又は所在地 〒364-8633 北本市本町1丁目111番地	氏名又は 名称 北本株式会社 代表取締役 北本 とまと
支払 者	氏名又は 名称 北本株式会社 代表取締役 北本 とまと	電話 048-591-1111

この金額がその年の「年間総所得額」です。
①の「(A)世帯の年間所得金額」に入居者それぞれの所得金額をいれてください。
※複数の会社等で勤務されている方はすべての源泉徴収票の金額を合算してください。
※提出していただく所得の証明書は、課税証明書となります。(源泉徴収票は不可)

課税証明書の場合

市 県 民 税 課 税 (所 得) 証 明 書

住 所	埼玉県北本市本町1丁目111番地	生年月日	昭和30年1月1日
氏 名	北本 太郎	年 税 額	160,000 円
令和元年度 (平成30年分)	課税標準額 1,560,000 円	市民税 所得割額 93,600 円 均等割額 3,000 円	県民税 所得割額 62,400 円 均等割額 1,000 円
所得金額の内訳	給与所得 3,060,000 円 以下余白 円	社会保険料控除 300,000 円 生命保険料控除 35,000 円 一般扶養控除 330,000 円 基礎控除 330,000 円 以下余白 円	控除対象配偶者の有無 有 一 般 1 人 特 定 0 人 老 人 0 人 (うち同居老人 0 人) 普通障害 0 人 特別障害 0 人 (うち同居特障 0 人) 本人
収入金額等	給与収入金額 4,500,000 円 以下余白 円	所得控除合計 1,500,000 円	
合計所得金額	3,060,000 円		

上記のとおり相違ないことを証明します。
平成 年 月
埼玉県北本市長 現王 薫 孝昭



【事業者所得】とは、給与所得以外のすべての所得です。老齢年金、普通恩給もここに入ります。
(例) 自営業、サービス業、保険外交員、利子所得、配当所得、日雇い賃金所得、老齢年金受給者